

保育施設入所申込に関する同意書

各項目について同意いただける場合は、チェックのうえ、ご署名ください。

| 1. 申請書類及び子どものための教育・保育給付認定について | チェック |
|--|------|
| (1) ご提出いただいた申請書類は、今年度限り有効です。来年度以降も入所を希望する場合は、改めて申請が必要です。 | |
| (2) 申込み内容に変更が生じた場合は、速やかにこども育成課まで連絡してください。 | |
| (3) 申込み後に保育施設を利用する必要がなくなった場合は、取り下げる旨を必ずこども育成課へ連絡してください。 | |
| (4) 給付認定は保護者の居住地で行います。そのため、市外から転入される予定の方は、必ず入所日までに住民票を苫小牧市に異動させてください。 | |
| (5) 入所中に保護者が市外へ住民票を異動した場合は、苫小牧市での給付認定が切れるため、原則退所となります。単身赴任等、保護者が1人でも市内に残る場合は、保護者の変更をすれば給付認定の継続は可能です。 | |

2. 入所調整及び入所後の注意事項について

| | |
|--|--|
| (1) 事前に通園可能であることを確認した上で、希望施設を選択してください。入所調整の結果、希望上位の施設にならない場合があります。入所の意思がある施設のみご選択ください。なお、入所後の転園については、入所していない児童を優先して入所調整するため、難しいです。毎年度希望しても卒園まで転園できない場合もありますので、十分ご考慮ください。 | |
| (2) 入所の調整は、ご提出いただいた書類によって判断いたします。記載事項の虚偽が判明した場合は、刑法上の罪に問われる可能性があるほか、給付認定を取り消す場合があります（給付認定を取り消すと認可保育施設の利用ができません）。 | |
| (3) 保育施設で行う面接により「児童を安全に保育できる」と判断された場合のみ、入所を決定します。 | |
| (4) 入所日は毎月1日付けとなります。 | |
| (5) 入所後1週間～2週間程度は午前保育（ならし保育）となります。 | |
| (6) 長期（連続して1か月程度）にわたり欠席が続く場合は、保育の必要性がないと判断し、原則退所となります。 | |
| (7) 入所後は、保護者が日中家庭保育ができない時間に限り、保育施設を利用することができます。就労の場合は、就労時間+送迎時間がお子さんを預けることのできる時間です。両親のどちらかが仕事が休みの場合（土曜日も含む）は、原則預けることはできません（認定こども園の3歳クラス以上児における幼児教育の時間を除く）。 | |
| (8) 小規模保育施設は、0歳児から2歳児までを対象とした保育施設です。年度途中で3歳に達した場合は当該年度末に卒園となります。その後も他の保育施設の利用を希望する場合は、改めて申請が必要です。なお、再度入所調整を行うため、利用を希望する保育施設の空き状況等によっては、入所が保証されるものではありません。 | |

3. 保育料等の算定について

| | |
|--|--|
| (1) 苫小牧市が算定に必要な市民税の情報（同一世帯者含む）及び世帯情報を閲覧し、また、その情報に基づき決定した保育料又は副食費の免除可否について利用施設等に対して提示します。 | |
| (2) 父母が一定の収入に達していなければ、同居の扶養義務者の税額を合算して決定する場合があります。 | |
| (3) ひとり親世帯で同居するパートナーの方がいる場合は、当該同居者の税額を合算して決定します。 | |
| (4) 毎年4月～8月と9月～翌年3月で算定に必要な市民税の課税年度が替わるため、再度算定を行います。税額によっては、入所途中で保育料が上がったり、免除対象だった副食費が免除対象外へ変更となることがあります。 | |

以上の項目について同意します。

記入日

年

月

日

保護者氏名